

「贈与と贈与契約書」

一般の贈与が

「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を示し、相手方が受諾することによって成立する契約のことで、あげると言う意思表示ともらうと言う意思表示の双方が必要です。」

ということであるのに対し、税務上はその根拠となるものが重要です。つまりそれが贈与契約書です。この契約書は贈与の都度作成しなければなりませんので、手間がかかりますが相続税等の申告上は絶対的に必要な物となりますので、特に長期間に渡って漏れなく保管しておくことが求められます。専用のファイルを作成し、こまめにファイリングする習慣をつけていく必要があるでしょう。相続税の節税で生前贈与の活用が有効とのお話を多々聞きますが、生前贈与の際には、この贈与契約書をきちんと作成した上で保管しておかないと折角の節税が無効となってしまいます。（最終的にはあげた方の相続財産として相続税が課税される事態となります。）

その上で、もらった方がそのもらった財産を管理することが重要です。あげた方がそのあげた財産を管理していれば、（現金を贈与しそれを定期預金にし、その口座印・定期証書をあげた方が管理するような場合）やはりその財産は実質的にあげた方の財産とされるからです。

後々のトラブルを避けるためにも、きちんとした手順を踏み、税の専門家に相談しながら行うことも検討ください。